

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（重要な会計方針の注記）</p> <p>第四条 会計方針については、<u>中間財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の中間財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。</u>ただし、重要性の乏しいものについては注記を省略することができる。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p>	<p>（重要な会計方針の注記）</p> <p>第四条 会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>一 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>二 固定資産の減価償却の方法</p> <p>三 引当金の計上基準</p> <p>四 収益及び費用の計上基準</p> <p>五 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>六 ヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。第五条の五において同じ。）の方法</p> <p>七 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>

「号を削る。」

(デリバティブ取引に関する注記)

第五条の五 第五条の三の二に規定する事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定する会計処理をいう。第四項において同じ。）が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次項において同じ。）の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 「略」

3 第一項に規定する事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4 第二項に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定するヘッジ対象をいう。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

八 其他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(デリバティブ取引に関する注記)

第五条の五 第五条の三の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次項において同じ。）の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 「同上」

3 第一項に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4 第二項に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定するヘッジ対象をいう。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

5 第一項に規定する事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(収益認識に関する注記)

第五條の二十三 財務諸表等規則第八條の三十二の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同條第一項中「財務諸表」とあるのは「中間財務諸表」と、同項第三号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「翌事業年度以降」とあるのは「当中間会計期間の末日後」と、同條第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同條第五項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する財務諸表等規則第八條の三十二第一項第二号及び第三号に規定する事項については、顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに前事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期（これらに関連する顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報を含む。）に重要な変動が認められない場合は、当該事項の記載を省略することができる。

(流動資産の区分表示)

5 第一項に定める事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

「条を加える。」

(流動資産の区分表示)

第十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 「略」
- 二 受取手形、売掛金及び契約資産
「号を削る。」
- 三〇七 「略」
- 二・三 略

(棚卸資産及び工事損失引当金の表示)

第三十一条の三 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。この場合において、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

様式第四号

【中間貸借対照表】

(単位： 円)

前事業年度	当中間会計期間
(年 月 日)	(年 月 日)

資産の部

流動資産

第十三条 「同上」

- 一 「同上」
- 二 受取手形
- 三 売掛金
- 四〇八 「同上」
- 二・三 同上

(棚卸資産及び工事損失引当金の表示)

第三十一条の三 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

様式第四号

【中間貸借対照表】

(単位： 円)

前事業年度	当中間会計期間
(年 月 日)	(年 月 日)

資産の部

流動資産

